

陳情第 5 7 号		受理年月日	令和 7 年 9 月 3 日
付託委員会		教育文化委員会	
件 名	北九州市の文化財保護条例の改正について		
要 旨			
今回北九州市提案の条例改正の理由は、文化財保存活用地域計画の作成にあたり、文化財保護法に基づき北九州市文化財保護審議会を設置するために規定を改正するとしている。 これまで、文化財保護審議会の設置は、文化財保護法に基づいたものへの変更を、有識者や市議会から強く求められてきたが、市は変更する考えを示さなかった。市はその理由を、「1964年(昭和39年)に地方自治法に基づく文化財保護審議会を設置して、1996年(平成 8 年)の時点では既に30年以上その体制のもとで活動がなされていたことから、長年適切に運用され、定着している」と答弁してきた。 また、北九州市文化財保護審議会の任期は 2 年だが、この 2 年間は、旧門司駅舎跡(初代門司港駅跡)の遺構が良好な状態で見つかったにもかかわらず、一度も審議会は開催されることなく審議員は交代することになる。これは異常としか言いようがない。 今回の条例改正は、遅きに失した感は拭えないが、地域全体の歴史的、文化的遺産を一体的に保存活用できる仕組みづくりを倍速で進めていく必要がある。 ついては、以下のとおり陳情する。 1 北九州市文化財保護審議会の設置については、北九州市文化財保護条例第 7 章第43条で、「法第190条第 1 項の規定により、教育委員会に北九州市文化財保護審議会を置く」としている。法第190条は 4 項あり、第43条は、法第190条の全項目を含めた「法第190条の規定に基づき、教育委員会に北九州市文化財保護審議会を置く」に変更すること。 2 文化財保存活用地域計画は、2018年(平成30年)4月の改正文化財保護法に基づいてスタートし、すでに 7 年が経過しており、全国では210自治体が認定されている。北九州市の取り組みが何故遅れたのか明らか			

(続 く)

にし、文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、審議会の意見聴取や住民への丁寧な説明と意見が反映される仕組みにすること。